

特定非営利活動法人「岡原花咲かそう会」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 岡原花咲かそう会（以下「会」という）
という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県大分市大字横尾937番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、大分県スポーツ公園、及び周辺地域の環境保全や美化、地域
づくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的のため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(特定非営利活動に係わる事業)

- (1) スポーツ公園及び周辺地域の樹木管理や草刈作業等の環境保全活動
- (2) スポーツ公園内の花壇及び公園に隣接する岡原地区休耕田を活用した
季節の花々の植栽・維持管理活動
- (3) スポーツ公園内及び周辺道路沿いのゴミ拾い等美化活動
- (4) 環境保全、美化活動をとおして、高齢者の生きがい及び青少年の健全育
成の場づくり

第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この会を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めないものとする。

- 2、正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3、理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員に対しての入会金及び会費は、総会で別に決議した場合を除き、原則として徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 除名されたとき。
2. 賛助会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

1. 賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 必要に応じて集めた会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別及び定数)

第13条 この会に次の役員を置く。

(1) 理事 14人

(2) 監事 3人

2 理事のうち、一人を理事長、二人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事またはこの会の職員をかねることはできない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は、理事長が欠けた時は理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および理事会の議決に基づきこの会の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要ある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後継者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この会に事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員の選任、解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第50条においても同じ）その他 新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号および第2号の規定による請求があつた時はその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数

(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する事が出来る。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴なう収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この会の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この会の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この会の事業計画及びこれに伴なう収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出する事ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てる為、予算中に予備費を設ける事ができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は、更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この会の事業報告書、収支計算書、貸借対照書及び、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの会が解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この会が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに、残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、社会福祉法人大分市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに、大分合同新聞及び明野タイムズに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1. この定款は、この会の設立の日から施行する。
2. この会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 木津 邦洋

副理事長 下郡 友子

同 佐藤 義照

理事 佐藤 政国

同 佐藤美代子

同 木津 信彦

同 平山 久夫

同 佐藤 明美

同 竹中 憲明

同 佐藤 辰夫

同 竹中 英司

同 竹中 雄一

同 下郡順一郎

同 木津 幸次

監事 藤田 彰一

同 上田 信明

同 野上 信行

3. この会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から 平成16年 3月31日までとする。
4. この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。